魚沼市空家等実態調査業務委託仕様書

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、「魚沼市空家等実態調査業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

本業務の実施に際しては、契約書、仕様書及び関係法規に準拠し、市の指示に従い正確に実施しなければならない。

（業務の目的）

第２条　本業務は、市が把握している魚沼市内における空家等（魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例第２条第１号に定義する「空家等」）について、それぞれ個々の空家等の現状を調査することを目的とする。

（履行期間）

第３条　本業務の履行期間は、契約締結の日から100日間とする。

（準拠すべき法令等）

第４条　本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠するものとする。

（1）空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（3）魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例（令和４年３月22日魚沼市条例第８号）

（4）魚沼市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則（令和４年３月22日魚沼市規則第13号）

（5）その他関係法令、規程及び通達等

（業務内容）

第５条　本業務の調査範囲は、魚沼市内一円とする。また、以下の内容とする。

（1）調査対象空家等の実態調査

「市内空家等台帳」の個々の家屋（460件）について、別紙「魚沼市空家等調査個別調査票」の網掛部分を調査し、その現状を調査票に記載するとともに、当該建物の外観（遠景、近景）及びそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等の判断材料として必要な写真をデジタルカメラで撮影する。

なお、調査件数の前後10件程度については、契約金額の変更は行わないものとする。

（2）調査は２人１組で実施する。

（資格）

第６条　現地調査に従事する者は、管理技術者の指導のもと、調査にあたるものとする。

また、本業務に従事する管理技術者の要件は、応急危険度判定士の資格を有する者とする。

（業務計画書）

第 7 条　受託者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要　（2）実施方針　（3）業務工程　（4）業務組織計画

（5）打合せ計画　（6）成果物の内容、部数　（7）連絡体制（緊急時を含む）

（打合せ協議）

第 8 条　受託者は、以下の内容について、市と協議を行うものとする。

（1）本業務の実施にあたり、業務着手時及び業務の区切りにおいて、市と受託者は打合せを行うものとし、その結果について記録し、相互に確認しなければならない。

なお、本業務における打合せは、業務着手時、中間及び成果品納入時の 3 回を予定しており、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

（2）本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者または現場代理人と監督員は常に綿密に連絡を取り、業務の方針及び設計条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、記録し相互に確認しなければならない。

（資料の貸与）

第 9 条　市は受託者に対し、本業務の履行のために必要な関連図書及び関係資料を貸与する。受託者は、貸与された関連図書等について責任を持って管理し、本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

（成果品の提出）

第 10 条　本業務が完了したときは、受託者は市に業務完了報告書とともに以下のものを成果品として提出しなければならない。

（1）魚沼市空家等調査個別調査票　2 部

（2）上記（1）にかかる写真及び電子データ　2 部

（3）空家の位置を印した地図　2 部

（成果品の帰属）

第 11 条　成果品は全て市の所有とし、市の承認を得ないで他に公表、貸与してはならない。

（機密の保持）

第 12 条　本業務を遂行する上で知り得た事実、その他借用資料に関しての情報は機密を厳守するものとし、無断で他に漏らし、又は利用してはならない。

（疑義の処理）

第 13 条　本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議して決定する。